

ITサービスマネジメントシステム認証機関の パイロット認定の手順

JAB MS208P-2007

制定日：2007年05月08日

財団法人日本適合性認定協会

IT サービスマネジメントシステム認証機関のパイロット認定の手順

1. 適用範囲

この認定手順は、IT サービスマネジメントシステムの認証業務を実施する機関（以下、ITSMS 認証機関という）が、JAB MS100 及び JAB MS308P に基づいて財団法人日本適合性認定協会（以下、本協会という）のパイロット認定審査及びパイロット認定を受けるための手順を規定したものである。

2. 関係文書(Related documents)

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む)には適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト(www.jab.or.jp)で閲覧及びダウンロード可能。

2.1 引用文書(Normative documents)

JAB MS200 の 2.1 によるほか、次による。

JAB MS200-2007 マネジメントシステム認証機関の認定の手順

JIS Q 20000-1:2007(ISO/IEC 20000-1:2005) 情報技術—サービスマネジメント—第
1 部：仕様

備考：本手順では JAB MS200 の文中の「認定」を「パイロット認定」に読み替えて引用する。ただし JAB MS200 の 10. ～ 15. に定める事項は適用しない。

2.2 パイロット認定の一般基準

JAB MS100-2007 マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準

2.3 パイロット認定の固有指針

次に掲げる文書を、ITSMS 認証機関に対するパイロット認定の固有指針として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

JAB MS308P-2007 IT サービスマネジメントシステム認証機関のパイロット認定の指
針

2.4 JAB Notice

JAB MS200 の 2.4 による。

2.5 関連文書(Related documents)

JAB MS200 の 2.5 によるほか、次による。

JIS Q 20000-2:2007(ISO/IEC 20000-2:2005) 情報技術—サービスマネジメント—第
2 部：実践のための規範

3. 用語の定義

用語の定義は、JAB MS200 による。

4. 全般

4.1 言語

JAB MS200 の 4.1 による。

4.2 認定範囲分類

認定対象機関 (一般認定基準)	認定範囲分類			経済活動
	マネジメントシステム			
	略称	固有認定基準・指針	認証規格	
マネジメントシステム認証機関 JAB MS100 (JIS Q 17021) (ISO/IEC 17021)	IT サービスマネジメントシステム			該当なし
	ITSMS	JAB MS 308P	JIS Q 20000-1 (ISO/IEC20000-1)	

4.3 認定の基準及び指針

認定の基準及び指針は 2.2 及び 2.3 に示す基準及び指針とする。

4.4 パイロット認定の言及及び認定シンボルの使用

パイロット認定の言及は JAB N410 に準じる。認定シンボルの使用は、正式認定へ移行した後可能とする。

4.5 認定に関する異議申立て及び苦情

JAB MS200 の 4.6 による。

4.6 機関における重要な変更の通知

JAB MS200 の 4.7 による。

4.7 機密保持

JAB MS200 の 4.8 による。

4.8 パイロット認定に関する料金

パイロット認定に関する料金は、別途通知する。

4.9 審査工数

本協会の標準審査工数は付表 1 による。

4.10 CAAT(Computer assisted auditing techniques : 電子審査)

JAB MS200 の 4.14 による。

5. パイロット認定の申請

5.1 申請の条件

次のすべてを満たすことを認定申請の条件とする

- a) ITSMS 申請機関は、本協会によりマネジメントシステム認証機関として認定されている。2 件以上の ITSMS 認証実績がある。実績は該当するすべての認証プロセスが完了している。
- b) 2 件以上の ITSMS 組織審査予定がある。
- c) 6 件以上の ITSMS 認証実績又は組織審査予定がある。
- d) ITSMS 初回組織審査予定が 1 件以上ある。

ただし、パイロット認定申請時点で b)、c)、d)を満たす認証の予定/実績がない場合、正式認定プログラムの開始後、差分の確認を受けることを条件に、パイロット認定を申請することができる。

5.2 認定申請書類の提供

JAB MS200 の 5.2 による。

5.3 認定申請書の受領

JAB MS200 の 5.3 による。

5.4 申請の受理

JAB MS200 の 5.5 による。

6. パイロット認定審査の準備

JAB MS200 の 6.による。

7. パイロット認定審査の実施

JAB MS200 の 7.による。ただし JAB MS200 の 7.4.2～7.4.5 は適用せず次による。

組織審査への立会いは、ITSMS 認証機関が行う初回審査の全工程とし、立会い件数は最低 2 件(うち 1 件は初回審査)とする。

パイロット認定申請時点で 5.1 c)を満たす組織審査予定をもたない場合、正式認定プログラムの開始後、差分の確認を受けることを条件に、1 件の ITSMS 初回組織審査立会を行う。

8. パイロット認定審査報告

審査報告は、JAB MS200 の 8.による。

9. パイロット認定に関する決定及びパイロット認定の通知

JAB MS200 の 9.によるが、JAB MS200 の 9.1.3 は適用しない。

2.2 及び 2.3 に示す認定の基準及び指針に適合しているか否かを ITSMS 申請機関に通知する。

JAB MS200 の 9.4 に定める認定証は交付しない。

10. 正式認定への移行

ITSMS 認定プログラムが正式開始された後、パイロット認定から正式認定への移行は次による。

- a) 認定プログラムの正式開始時に、関係文書の内容に改定が行われる場合には、パイロット認定された ITSMS 認証機関がそれらに適合していることを確認する。確認の程度は、改定により発生する差分の程度による。
- b) 5.1 及び 7.の条件を満たしていない場合は、差分の確認を行う。
- c) 本協会はパイロット認定された ITSMS 認証機関に対して、正式認定に関する決定を行い、認定証を授与する。

付表1 ITサービスマネジメントシステムパイロット認定審査の標準的工数

単位：人・日。ただし、0.5人・日未満は人・時間（mh）であらわす

書類審査	2
書類追跡調査	1回につき1～2
詳細計画書作成	2mh
事務所審査	3
最終会議	2mh
報告書作成	2
追跡調査	1回につき1～2

備考：

- 1：1日は実働7時間、ただし組織審査立会は、実際に要した時間とする。
- 2：他のマネジメントシステムに係る認定審査と合同で審査を行う場合、本協会が判断したその共通性の程度により工数を通常より減ずる。
- 3：日本語以外の言語で審査を行う場合、次に示すとおりとする。
 - ・ 通訳を介する場合：工数を最大1.5倍する。
 - ・ 直接その言語で行う場合：工数を最大2.0倍する。
- 4：追跡調査において、現地訪問が必要と判断された場合、別途組織審査立会及び／又は事務所審査が行われる。この組織審査立会及び／又は事務所審査の工数は内容によって決定される。
- 5：最終会議の時間は状況によって増加することもある。
- 6：書類追跡調査及び追跡調査工数は、不適合数により変動する。
 - 不適合数が1-10：1人・日
 - 不適合数が11-20：1.5人・日
 - 不適合数が21-：2人・日

財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田1丁目22-1
五反田ANビル3F

Tel. 03-3442-1214 Fax. 03-5475-2780

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。